

彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

彦根市総合防災マップ作成委託業務

(2) 目的

本業務は、彦根市における浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の危険区域、震度分布の情報および避難に関する情報を市民等へ分かりやすく提供する総合防災マップを作成することを目的とする。

(3) 委託内容

別紙1「彦根市総合防災マップ作成委託業務仕様書」のとおり。なお、彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)で提出された企画提案関係書類等に基づき、優先交渉権者(優先交渉権者との協議において、両者が同意に至らなかった場合、または、その他の理由により契約できない場合は、次点者)と本市とで契約内容に関する協議を行い、仕様書の内容を決定する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 委託限度額

23,600,000円以内(消費税および地方消費税を含む。)

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(6) プロポーザル参加資格要件

令和8年度彦根市入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、本業務が履行可能な者で、以下のア～カまでのいずれも満たす者。

ア 参加申込書の提出日において、彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加資格停止または回避の措置を受けている者でないこと。

イ 令和3年4月1日以降に、市区町村または都道府県における水害に関するハザードマップの作成(修正)業務を元請として受託した実績を有すること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 国税および地方税を滞納していないこと。

カ 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者

- (イ) 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行う等、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者
- (ウ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者

2 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公募型プロポーザル実施公告	令和8年4月30日(木)
質問の受付期限	令和8年5月14日(木)17時00分まで
質問の回答および公表	令和8年5月20日(水)予定
参加申込書類および企画提案書類の提出期間	令和8年5月21日(木)9時00分から 令和8年5月29日(金)16時45分まで(必着)
審査(プレゼンテーション審査)	令和8年6月5日(金)予定
審査結果の通知	令和8年6月12日(金)予定

3 質問書の提出および回答

プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領および業務委託仕様書に関する質問書を提出することができる。

質問書の提出を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和8年5月14日(木)17時00分まで【必着】

(3) 提出方法

彦根市総務部危機管理課に電子メールで提出すること。提出するときは、電子メールの件名を「彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル質問書」とすること。なお、口頭や電話等による問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

(4) 送信先

電子メール kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp

※ 電子メール送信後は、必ず彦根市危機管理課(0749-30-6150)に電話し、送信が完了していることを確認すること。

(5) 回答

令和8年5月20日(水)17時00分までに、質問内容を取りまとめ、質問および回答を市ホームページに掲載する。ただし、質問のあった事業者名は、非公表とする。なお、質問回答

書は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

(6) その他

- ア 質問内容は、出来る限り専門用語は控え、分かりやすく簡潔な表現を用いること。
- イ 質問対象の引用文とその文書名および項番号、質問事項を記載すること。
- ウ 質問趣旨が明確でない質問、プロポーザルの競争性を損なうおそれがあると判断した質問には、回答しないことがある。

4 参加申込書類および企画提案関係書類の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第2号) 1部
- イ 会社概要(任意様式) 原本1部、写し6部
記載内容に、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先を含めること(左記内容が含まれていればパンフレット可)。
- ウ 業務実績調書(様式第3号) 原本1部、写し6部
業務実績の根拠資料(契約内容・業務内容が分かる資料および成果物の写し等)を添付すること。
- エ 配置予定技術者調書(様式第4号) 原本1部、写し6部
配置予定の主任技術者および担当技術者について、それぞれ作成すること。
- オ 企画提案書 原本1部、写し6部
企画提案書は、原則、両面カラー印刷で、A4サイズ20枚以内とし、A4サイズ以上の場合はA4サイズに折りたたむこと。
また、企画提案は、1者につき1案とする。
- カ 見積書 原本1部、写し6部
見積書を作成し、原本は代表者印を押印すること。様式は自由とするが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。また宛名は彦根市長とすること。
提出された見積価格(消費税および地方消費税を含む)が、1(5)の委託限度額を超える場合は選定しないので注意すること。
- キ その他
 - ・ 業務仕様書に記載する事項は、本市が想定している内容であるが、記載する事項以外の方法により、本業務の目的を達成するもの、より効果的な事業となるものは積極的に企画提案されたい。
 - ・ 技術的な要因により、業務仕様書の業務内容を満たすことが困難な場合は、代替案を示すこと。代替案を示した場合は、見積書においても内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

令和8年5月21日(木)9時00分から令和8年5月29日(金)16時45分まで(必着)
(土曜日および日曜日を除く。)

(3) 提出方法および提出場所

彦根市総務部危機管理課(住所：彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎4階)に持参また

は郵送にて提出すること。

ア 持参の場合

平日の 9 時 00 分から 16 時 45 分まで

イ 郵送の場合

封筒の表面に「彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル書類在中」と朱書きし、「書留」、「簡易書留」のいずれかとする。

また、発送した後、速やかに電話にて申し出ること。

令和 8 年 5 月 29 日(金)16 時 45 分必着とする。なお、郵便事故等について、本市はその責めを負わない。

(4) その他

ア 提出書類の内容について、本市から疑義照会を行うことがある。

イ 提出書類の作成および提出に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出期限後における書類の追加および内容変更は原則として認めない。

エ 提出書類の返却は行わない。なお、提出書類は選定以外の目的には使用しない。

5 プレゼンテーション

提出された企画提案関係書類に基づきプレゼンテーションを行う。出席者は 3 名以下とする。なお、プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

(1) 実施日時

令和 8 年 6 月 5 日(金)(予定)

※ 集合場所および時間は参加者に対して追って連絡する。

(2) 会場

彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎 4 階 災害対策本部室

(3) 説明時間

30 分以内で提案内容の説明を行うものとする。

その後、選考委員による質疑を 10 分程度行う。

(4) 機材

- ・ プレゼンテーションに必要なプロジェクター、スクリーンおよびハンドマイクは彦根市が準備する。
- ・ プレゼンテーションで使用するパソコン(HDMI 映像出力が可能なもの)およびその他必要な機材は参加者において準備すること。

6 審査方法および通知

(1) 審査方法

彦根市職員で構成する審査委員会において、提出された書類内容およびプレゼンテーション内容について総合的に判断評価を行い、最も優れた内容の企画提案を行った事業者を選考し、優先交渉権者および次点者を決定する。

ただし、得点が 100 点満点中 60 点未満の場合、優先交渉権者および次点者として選定しない。

その際、同点の事業者があった場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。

なお、審査項目、配点および評価基準は別紙2「彦根市総合防災マップ作成委託業務公募型プロポーザル評価基準」による。

(2) 審査結果通知

審査の結果は審査参加者に文書にて通知する。また、本市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

(3) その他

ア 審査経過については一切公開しない。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合その他不正行為をした事業者は、失格となる場合がある。

ウ 参加申込者数が1者のみの場合でもプロポーザルは実施し、その場合においても得点が100点満点中60点未満の場合、優先交渉権者として選定しない。

7 契約方法

プロポーザルで提出された企画提案関係書類等に基づき、優先交渉権者と本市とで契約内容に関する協議を行い、契約内容を決定する。なお、優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合、または、その他の理由により契約できない場合は、次点者との協議を行うこととする。

8 その他留意事項

(1) 自然災害、やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを中止または延期することがある。

(2) 応募に係る経費は全て参加者の負担とする。

(3) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は円とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 参加申込書類および企画提案書類の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。なお、この場合において、プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(6) 優先交渉権者決定後において、本実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

9 担当部局(書類提出・問い合わせ先)

彦根市役所総務部危機管理課(担当：日根野)

〒522-8501 彦根市元町4番2号(彦根市役所本庁舎4階)

T E L 0749-30-6150 F A X 0749-23-1777

E-mail kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp